



Topic

- ▶▶ 法テラスの活用方法
- ▶▶ 写真でみる「法テラス奈良」
- ▶▶ 生活保護受給者の「民事法律扶助立替金」は免除になります。
- ▶▶ 職員のコラム「地域のネットワークをめざして」
- ▶▶ 業務実績(2010年8月～11月まで)

写真：奈良少年刑務所（奈良市般若寺町）

法テラスの利用方法

法テラスでは、相談者の方の問題を整理し、数ある相談窓口の中から相談者に適した相談先や法制度やサービスのご紹介を行っています。**迷ったときは、まず法テラスをご紹介ください。**

1 どの情報を信頼していいか 自分では判断できません。
法制度に関する情報が集約されていない、誤った情報で混乱してしまっている。

2 どこに相談すればよいのでしょうか。
窓口は多数あるけれども、どこが自分に合った窓口なのか、どのようにアクセスすればよいかわからない。

3 弁護士・司法書士に相談すべきかもしれないが、そんなお金はない…
経済的に困っており、相談をしたいけれどあきらめるしかないと思ってしまう。

ここが問題

ここが問題

ここが問題

法テラスなら、このように解決のお手伝いをいたします。

- 1** 法制度、各種手続きの手順や注意点などのデータベースを作成し、その中から**適した制度をご紹介**します。
正しい情報を素早く知りたい！ そんなときは、法テラスへお電話ください。担当職員が分かりやすくご案内します！！
- 2** 国や地方自治体を始め**各種機関・団体の相談窓口に関する詳細な情報を収集し、公開**しています。
また法テラスでは相談内容に**適した相談窓口のご紹介**も行っています。ご相談前には、まず法テラスにお電話ください。
- 3** 収入が一定額以下の方は「民事法律扶助制度」を利用すれば、**弁護士や司法書士と無料で法律相談**を受けていただけます。
あきらめる前に法テラスにお電話ください。

お問合せはコチラまで!!

法テラス奈良 情報提供窓口

050 0503383-5450
平日9:00~16:00

法テラス コールセンター

0570-078374
平日9:00~21:00 土日9:00~17:00

研修や勉強会のお時間をいただけませんか？

「法テラス」は知ってるけど、何をしているか、どうやって利用していいか、イマイチわからない…

法テラスの業務内容や利用方法を知っていただくために研修や勉強会のお時間をいただけませんか？

担当者が皆様の元に直接お伺いして、分かりやすくご説明させていただきます。ご興味がありましたら、ご遠慮なく法テラス奈良へご連絡ください。

※ 費用はもちろん、**無料**です。



過去の訪問先

- ・奈良市社会福祉士の定例会
- ・香芝市社会福祉協議会
- ・奈良地方法務局五條支局

など



詳しくは、050 0503383-5450(法テラス奈良)へ

スタッフ弁護士って?? ~活動と役割~

▶ スタッフ弁護士とは・・・

国民に対し、民事法律扶助事件、国選弁護事件のほか、弁護士の少ない地域における有償での法律サービスの提供を行います。また、地方自治体・関係機関と連携し、民生・児童委員などへの講演、学校などにおける法教育など、地域に密着した多様な業務をすることを目的としています。現在、奈良県には2つの事務所があり、それぞれ2名のスタッフ弁護士が常駐しています。

★奈良県のスタッフ弁護士の配置先★

法テラス奈良
法律事務所(奈良市)

法テラス南和
法律事務所(大淀町)

※ 各地に2名ずつ勤務。

▶ 提供しているサービス

▶ 法テラス南和 法律事務所

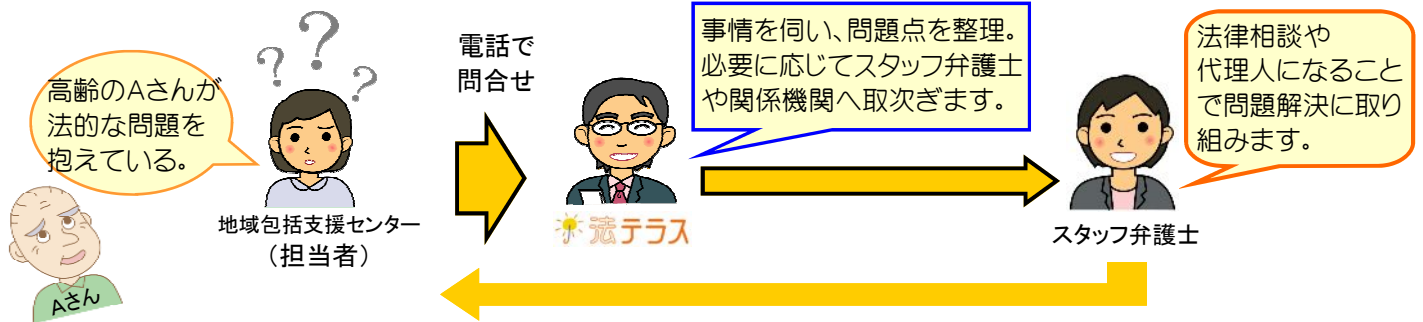
- (1) 民事法律扶助制度を利用した法律サービス
 - (2) 一般的な有償での法律サービス
 - (3) 業務説明や講演、法教育など(無料)
- ※その他、国選弁護等、日弁連法律援助など

▶ 法テラス奈良 法律事務所

- (1) 民事法律扶助制度を利用した法律サービス
 - (2) 業務説明や講演、法教育など(無料)
- ※その他、国選弁護等、日弁連法律援助など

奈良県初の裁判員裁判を担当しました。
(スタッフ弁護士:佐藤)

▶ 利用方法 (例) 奈良市地域包括支援センターの場合



▶ 過去の対応事例

- (1) 知的障害のあるお子さんを持つ高齢者の方
⇒民事法律扶助制度を利用してお子さんの成年後見人を選任。
- (2) 施設に入所し、外出困難な方
⇒民事法律扶助制度を利用して出張法律相談を実施。 など

詳しくは、[法テラス奈良](#)へお問合せください。

050 0503383-5450

生活保護受給者の『民事法律扶助立替金』は免除になります！

▶ 生活保護受給中の方にお知らせください！

民事法律扶助利用された方で事件終了時点で生活保護受給中の方は、民事法律扶助の立替金について一律で免除する運用に変更しました。(2010年4月1日より)また、事件処理が進行中の方でも事件処理が終了するまでは返済を猶予することもできます。(免除・猶予には本人の申請が必要です。)

法テラスより利用されている方には、お知らせをしておりますが、まだご存じない方がいらっしゃる場合にはその旨をお知らせくださいますと幸いです。



民事法律扶助制度とは？

弁護士・司法書士に依頼する際に必要な報酬・費用、裁判手続費用等を法テラスが無利子で立替える制度です。立替金は毎月5,000円～10,000円を分割でお支払いいただきます。お支払いが困難になった場合は、生活状況の変化に応じて毎月のお支払額の減額や一定期間の猶予、立替金残額の免除することもできます。

対象となるのは、離婚や相続などの家事事件、損害賠償請求や各種示談交渉、自己破産、任意整理などの民事事件が中心となります。利用には収入や資産に関する要件があります。

※ 詳しくは、法テラス奈良にお問合せください。

職員のコラム

▶ 「地域のネットワークをめざして」 事務局長 福田 昌敬

私が法テラス奈良の業務に携わるようになったのは平成18年の8月からで、かれこれ4年が経過したことになります。これまでの間、法テラスが一体何をやる場所なのかという世間の素朴な(?)疑問に少しでも多くお答えすることに努めてきたつもりですが、現状を振り返ると、道半ばにも至らずという思いを抱かざるを得ません。

これからは、概括的な法テラス業務の紹介だけでなく、もっと個別・具体的な法テラスの利用方法についての周知に努めようと心づもりをしているところです。さしあたり、社会福祉協議会や地域包括支援センターの関係者の方々にお話を伺う機会をもっと増やして、日頃の業務で遭遇される法的な問題について、法テラスが何らかの形で力になれる場面がないか、皆様とともに模索していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。



写真でみる法テラス奈良

法テラス奈良の様子を写真でご案内します。

▶ 法テラス奈良のある「近鉄高天ビル」



近鉄高天ビルは地上6階、地下1階建てで、「大宮通り(国道369号)」と「やすらぎの道」沿いにあります。ビルの地下と近鉄奈良駅は地下道で繋がっているため、駅からのアクセスが簡単です。駅の西側改札から徒歩約3分の距離です。



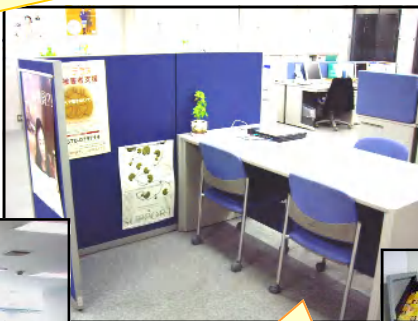
ビル1階の入口前には「法テラス」のサイン表示があり、分かりやすくなっています。入口にはスロープもありますので車椅子でもお越しいただけます。

▶ さあ、法テラス奈良へ！



法テラスへはエレベーターで6階へお上がりください。エレベーターを降りてすぐ正面に法テラス奈良への入口があります。大きな法テラスの旗が目印です。

大きな窓がたくさんあり、周辺に高いビルがありません。とても開放的で明るい事務所です。



法律相談は個室で行います。スペースを広く用意していますので、ゆったりとご相談いただけます。



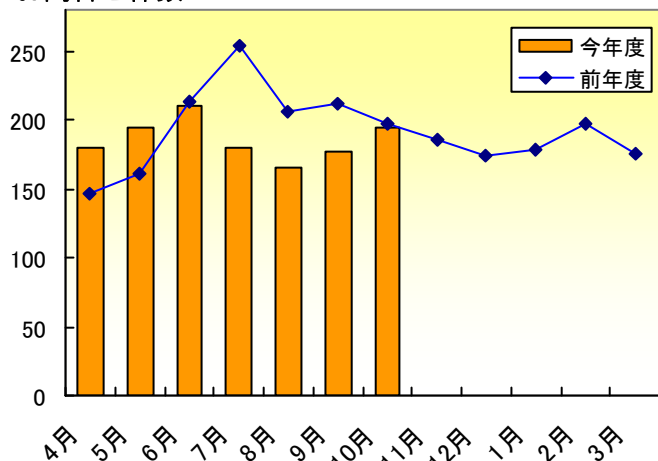
情報提供窓口では、遮蔽がありますので周囲の目を気にすることなくご相談いただけます。



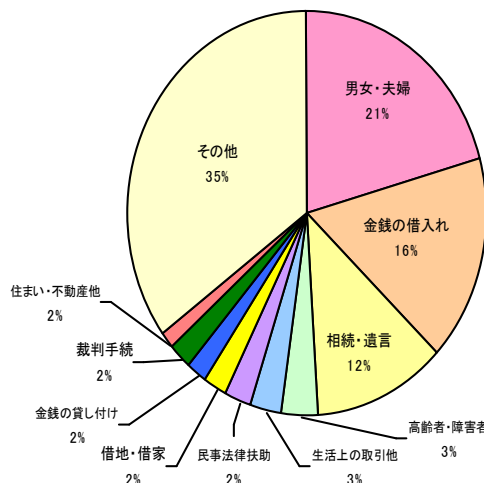
業務実績

情報提供

お問合せ件数

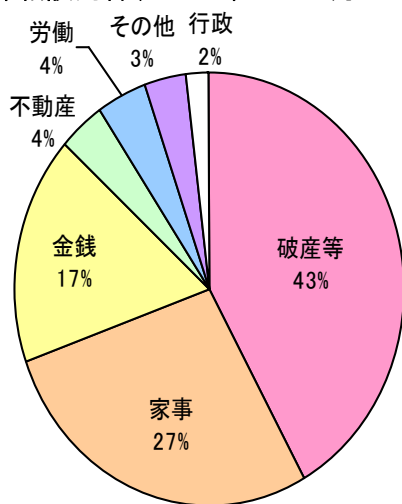


問い合わせ内容(2010年8～11月まで)

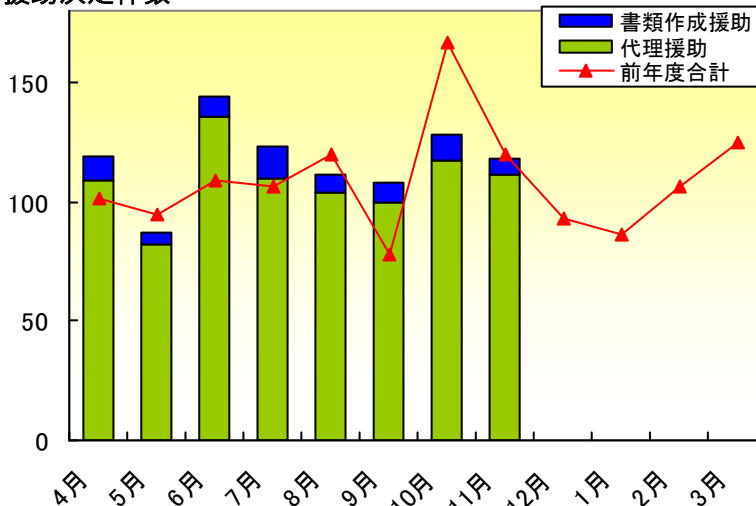


民事法律扶助

法律相談内容(2010年8～11月まで)



援助決定件数



国選弁護等関連

国選弁護人・付添人候補者指名通知件数

	8月	9月	10月	11月	年度累計
被疑者	61	49	64	50	524
被告人	14	15	22	23	147
少年	0	0	0	0	0

日弁連委託法律援助

援助決定件数

	8月	9月	10月	11月	年度累計
犯罪被害者	0	2	1	0	4
生活保護申請	3	1	2	2	17
その他	8	7	7	10	70

※ 被疑者、少年、出認定、外国人、子ども、精神障害者、心神喪失者



法テラスの名前を使った架空請求にご注意ください！！

最近、『法テラスの消費者相談室』および『経済産業省の消費者相談室』等を名乗り、金銭の支払いを要求する「架空請求」が行われているとの情報が寄せられており、実際に詐欺被害が発生しております。ご注意ください。

編集・発行

日本司法支援センター 奈良地方事務所



〒630-8241 奈良市高天町38-3 近鉄高天ビル6階

050 0503383-5450 / FAX 0742-24-3213

近鉄奈良線「近鉄奈良駅」徒歩3分・JR線「奈良駅」徒歩10分